

○南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南阿蘇村空き家・空き地バンク(以下「空き家・空き地バンク」という。)において売買又は賃貸借に関する契約を締結した物件(以下「成約物件」という。)に入居があった場合、成約物件の家財道具等を処分(以下「家財道具等処分」という。)するための費用の一部を支援することにより、空き家・空き地バンクへの登録促進及び移住並びに定住希望者の円滑な移住定住を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 南阿蘇村空き家・空き地バンク設置要綱(平成28年南阿蘇村告示第4号)第4条第2項に規定する登録物件をいう。
- (2) 空き家の所有者 空き家・空き地バンクにおいて売買又は賃貸借に関する契約を締結している空き家・空き地の所有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれにも該当する空き家の所有者とする。ただし、村長が特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 家財道具等処分後、5年以上当該空き家に居住する見込みがあること。
- (2) 村税等に滞納がないこと。
- (3) 成約後6月以内であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、家財道具等処分のうち次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家財道具等処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人又は個人事業者が行うものであること。
- (2) 家財道具等処分は、第8条に規定する交付決定後行うこと。
- (3) 家財道具等処分は、当該年度末までに完了すること。

2 前項の対象事業は、同一物件に対して1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 この補助金の額は、対象経費の2分の1(補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額)、10万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、着手までに村長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し、南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告等)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した時は、速やかに南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

(完了検査及び補助金額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容審査を行い、必要と認めるときは実地検査を行うものとする。

2 村長は、前項の検査の結果、実施された補助対象改修工事の内容が適切と認めるときは、補助金の額を確定し、南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに南阿蘇村空き家・空き地バンク家財道具等処分事業補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 村長の指導等に従わないとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者(所有者) 住所 _____

氏名 _____ ④

連絡先(電話) _____

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付申請書

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第7条に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

入居者	住所	〒 _____		
	ふりがな 氏名	_____	連絡先 (電話)	_____
実施業者	住所	〒 _____		
	名称 代表者	_____	連絡先 (電話)	_____
事業実施場所 (空き家所在地)		_____		
処分するもの (具体的に)		_____		
事業費	処分・搬出に 要する経費 (見積金額)	_____ 円	補助対象 経費	_____ 円
補助金申請額		_____ 円		
事業実施期間		_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日		
※添付書類		(確認欄)		
①売買又は賃貸借契約書の写し		<input type="checkbox"/>		
②家財道具等の処分・搬出の見積書の写し		<input type="checkbox"/>		
③家財道具等の処分前の写真		<input type="checkbox"/>		
④南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業に係る承諾書(別添) (賃貸借の場合のみ)		<input type="checkbox"/>		
⑤滞納のないことの証明書		<input type="checkbox"/>		
⑥承諾書		<input type="checkbox"/>		

別 添

南阿蘇村空き家バンク家財等処分事業に係る承諾書

南阿蘇村空き家バンク家財等処分事業補助金制度により空き家の家財等の処分を実施するにあたり、以下の条件について承諾します。

条 件 補助金の交付の日から5年未満で入居者が転居したときは、制度を利用した空き家を再度南阿蘇村空き家バンク設置要綱第4条の規定により登録すること。

年 月 日

(所有者)

住 所

氏 名

㊞

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

南阿蘇村長



南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金については、南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

※ 以下のことに注意してください

- 1 この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- 2 事業完了後、速やかに事業完了報告書に関係書類及び写真を添えて提出すること。
- 3 南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第13条の規定により、交付要件から外れたときや不正な手段により補助金を受けたとき等の場合には、補助金の交付を取り消し、また、補助金交付後の場合、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。
- 4 補助事業を変更、中止又は廃止する場合は、村長の承認を受けること。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告し、その指示を受けること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者(所有者) 住所 _____

氏名 _____

連絡先(電話) _____

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたので、南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

入居者	住所	〒 _____		
	ふりがな		連絡先 (電話)	
	氏名			
変更・中止(廃止) 年 月 日	年 月 日(予定)			
変更・中止(廃止) の 内 容				
変更・中止(廃止) の 理 由				
事業費及び 補助金申請額		変更前	変更後	
	総事業費	円	円	
	補助対象経費	円	円	
	補助金申請額	円	円	
※添付書類		(確認欄)		
①処分費等の見積書		□		
②その他村長が必要と認める書類 () □		

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

南阿蘇村長

印

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった南阿蘇村空き家家財道具等処分事業補助金については、下記のとおり変更等を承認することに決定しましたので、南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

2 変更後補助金交付決定額 金 _____ 円

3 既交付決定額 金 _____ 円

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者(所有者) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

連絡先(電話) _____

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業を完了したので、南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

入居者	住所	〒 _____			
	ふりがな		連絡先 (電話)		
	氏名				
実施業者	住所	〒 _____			
	名称 代表者		連絡先 (電話)		
事業実施場所 (空き家所在地)					
事業実施期間	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
事業実施状況					
事業費	処分・搬出に 要した経費	円	補助対象経費	円	
補助金交付 決定額	円				
※添付書類 (確認欄)					
①家財道具等の処分・搬出経費に係る領収書又は請求書の写し <input type="checkbox"/>					
②処分・搬出等の状況写真 <input type="checkbox"/>					
③その他村長が必要と認める書類 () <input type="checkbox"/>					

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

南阿蘇村長



南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった南阿蘇村空き家財道具等処分事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 _____ 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

南阿蘇村長 様

申請者（所有者） 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先（電話） _____

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付請求書

南阿蘇村空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱第12条の規定により下記金額を交付されるよう請求いたします。

記

1. 請求額 _____ 円

2. 振込先

金融機関		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
(ふりがな)			
口座名義人			

(注意)

※ 口座名義人は、申請者と同一人としてください。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)